

事業承継税制の特例承継計画等の提出期限の延長

2026/4

令和8年度税制改正において、事業承継税制（非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予）の特例制度について、承継計画の提出期限が1年6カ月延長され、2027年9月30日までとなった。

なお、2027年12月末までの特例措置自体の適用期限についての延長は行われない。

以上